

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

規 則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(四五・総合防災課)	1
○秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則(四六・税務課)	2
○秋田県社会福祉会館管理規則の一部を改正する規則(四七・福祉政策課)	4
○秋田県北部老人福祉総合エリア条例施行規則(四八・長寿社会課)	6
○秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則(四九・長寿社会課)	8
○秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則の一部を改正する規則(五〇・長寿社会課)	11
○秋田県障害者自立訓練センター規則の一部を改正する規則(五一・障害福祉課)	12
○秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則(五二・子育て支援課)	13
○秋田県総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則(五三・健康対策課)	15
○医療法施行細則(五四・医務薬事課)	16
○秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則(五五・観光課)	17
○秋田県ふるさと村条例施行規則の一部を改正する規則(五六・観光課)	21
議 会 事 務 局 告 示	
○政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程(一・議会事務局政務調査課)	22

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(公用令書等の交付の登録等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法施行規則第一条に規定する」に改め、「(様式第四号)」を削り、同項を同条とする。

第四条の見出しを「(受領調書の作成の立会い)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項」を「法施行規則第二条第三項」に改め、同項を同条とする。

第五条の見出しを「(強制物件台帳への記録)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法施行規則第三条の規定による」に改め、同項を同条とする。

第六条の見出しを「(従事令書等の交付の登録等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を「法施行規則第四条に規定する」に改め、「(様式第九号)」を削り、同項を同条とする。

第九条を削る。

第十条中「様式第十一号」を「別記様式」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「前項の申請書」を「法施行規則第六条第二項に規定するもののほか、同条第一項に規定する扶助金交付申請書」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条を第十条とする。

第十二条中「(様式第十三号)」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条の見出しを「(市町村長による救助に関する事務の処理)」に改め、同条第一項中、「令第二十三条第一項の規定に基づく通知は、様式第十四号により行う」を「においては、当該市町村長は、令第二十三条に定めるところによるほか、第三条から第六条まで及び第九条に定めるところにより、当該救助に関する事務を処理する」に改め、同条第二項を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(補則)

第十三条 法、令、法施行規則及びこの規則に定めるもののほか、法、法施行規則及びこの規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第二第一号(三)中「六級」を「四級」に、「二級」を「二級」に改める。

様式第一号の1から様式第十号までを削る。
様式第十一号中「第10条」を「第9条」に改める。
様式第十二号から様式第十四号までを削り、様式第十一号を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十六号

秋田県県税条例施行規則及び秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

(秋田県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(県税の収納の事務の委託)

第五条の二 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の第二項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 県税の収納の事務を適切かつ確実に遂行するのに必要な資力及び信用を有していること。

二 県税を適切かつ確実に収納することができる収納場所が十分に確保され、及び適切に配置されていること。

三 地方税その他の地方公共団体の公金の収納の事務を受託したことがあること。

四 収納した県税を遅滞なく指定金融機関に払い込むための体制が整備されていること。

五 県税の収納状況について、正確に電磁的記録に記録し、及び遅滞なく知事に報告するための体制が整備されていること。

2 地方自治法施行令第五百五十八条の二第一項の規定により県税の収納の事務を委託しようとするときは、委託を受けようとする者と契約を締結しなければならない。この場合において、知事は、あらかじめ出納長に協議しなければならない。

3 地方自治法施行令第五百五十八条の二第一項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者は、県税を収納したときは、領収証書を当該納税者に交付するとともに、当該収納した県税の内容を記録した電磁的記録を知事に示して当該収納した県税を指定金融機関に払い込まなければならない。

第二十四条第二項第三号中、「第四十四条の三、」を「又は」に改め、「又は第

六十八条の二十の二」を削る。

第二十七条第一項第二号中「として取得した」を「として」に改め、同項第二号の二中「作成した計画に基づく国又は地方公共団体の補助金」を「補助金又は交付金」に、「補助の」を「交付の」に、「として取得した」を「として、」に、「補助金の額」を「交付を受けた額」に、「補助を」を「交付を」に改める。

第三十条中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)第六条第一項に規定する国民体育大会の予選会である競技会並びに」を削る。

第四十六条の二の三第二項第二号中「通院医療費受給者番号が記載されているものに限る。」を削る。

様式第七号その一中

納付場所
納付日

「こと」を「こと。」に

県税に関する証明手数料※
確認者※

県税に関する証明手数料※

に改める。

様式第八号その四中

納付場所
車台番号

「及び登録番号」を「登録番号及び車台番号」に改める。

様式第二十九号その一及びその二中「とあり」の次に「個人事業税の納付について通知します。この通知書を持参の上、裏面に記載している納付の場所と納期限までに」を加え、同様式その三中「とあり」の次に「不動産取得税の納付について通知します。この通知書を持参の上、裏面に記載している納付の場所と納期限までに」を加え、同様式その四中「とあり」の次に「自動車税の納付について通知します。この通知書を持参の上、裏面に記載している納付の場所と納期限までに」を加え、「納付場所」を「納付の場所」に、「・地域振興局」を「県税の収納の事務を取り扱うロビーエフエヌネット」に改め、同様式その五中「とあり」の次に「家

社会館使用料徴収条例（昭和六十一年秋田県条例第三十二号）を「秋田県社会福祉会館条例（平成十七年秋田県条例第六十二号）」に改める。
 第三条第二項中「会館の管理者（以下「管理者」という。）は、特に」を「知事は、」に改める。
 第四条第二項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理者は、特に」を「知事は、」に、「あつて」を「あつて」に改める。
 第五条の見出し中「承認」を「許可の申請等」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第三条の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
 第五条第二項中「管理者」を「知事」に、「その使用の承認」を「使用の許可」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。
 第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 条例第六条の規定による使用料の減免は、次の表の上欄に掲げる場合に行うものとし、その額は、同表の下欄に定める額とする。

番号	減 免 す る 場 合	減 免 す る 額
一	心身に障害のある者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者及びこれに準ずる者として知事が認める者をいう。）及びこれらの者で構成する団体が会館の体育館を使用する場合	全額
二	知事の委託を受けて社会福祉、保健等に関する事業に従事する者に対する研修を行う者が当該研修の実施のために条例別表に掲げる施設又は設備を使用する場合	全額
三	知事が使用料を減額する必要があると認める団体が条例別表に掲げる施設又は設備を使用する場合（前二号に該当する場合を除く。）	二分の一の額（知事が特に必要があるとき認めるときは、全額）

2 条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。
 （指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第七条 条例第八条の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）の会館の使用時間及び休館日は、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項に定める使用時間及び第四条第一項に定める休館日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第三条第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第三条第二項及び第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第二項の規定により使用時間及び休館日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休館日を設けたときは、その使用時間及び休館日を会館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。
 第八条中「管理者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の会館の管理に必要事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。
 第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなけれ

ば」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなれば」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

（利用料金の承認の申請）

第九条 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により利用料金の承認を受けよう

とするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県社会福祉会館規則（以下「改正後の規則」という。）第七條第一項の規定による使用時間及び休館日の承認並びに改正後の規則第十條第二項の規定による秋田県社会福祉会館の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県社会福祉会館條例（平成十七年秋田県條例第六十二号）附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第九條の規定の例により行うものとする。

秋田県北部老人福祉総合エリア條例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十八号

秋田県北部老人福祉総合エリア條例施行規則

(趣旨)

第一條 この規則は、秋田県北部老人福祉総合エリア條例（平成十七年秋田県條例第六十三号。以下「條例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。（使用時間）

第二條 秋田県北部老人福祉総合エリア（以下「エリア」という。）の使用時間は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間とする。

施 設	コミュニケーションセンター	使 用 時 間
	宿泊室	
宿 泊 室 以 外 の 施 設	宿泊室	午後四時から翌日の午前十時まで
	センター	午前九時から午後五時まで

屋内運動広場

午前九時から午後五時まで

グリーンハウス

屋外ゲートボールコート

四月一日から十月三十一日まで
午前九時から午後五時まで
十一月一日から同月三十日まで
午前九時から午後四時まで

テニスコート

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める使用時間を変更することができる。

(休業日等)

第三條 エリアの休業日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日（その日が国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）

二 一月一日から同月三日までの日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日（エリアの屋外ゲートボールコート及びテニスコートにあつては、一月一日から三月三十一日までの日及び十二月一日から同月三十一日までの日）

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもエリアを使用させることができる。

(使用の許可の申請等)

第四條 條例第二條の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

2 エリアのコミュニケーションセンターの休憩用施設を使用しようとする者は、使用券の交付を受けなければならない。ただし、回数券により使用する場合は、この限りでない。

3 知事は、エリアの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可をしないものとする。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 エリアの管理上支障があると認められるとき。

(使用料の減免)

第五條 條例第五條の規定による使用料の減免は、次の表の上欄に掲げる使用者が、

同表の中欄に掲げる施設又は設備を使用する場合に行うものとし、その額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

番号	使用 者	施 設 及 び 設 備	減免する額
一	財団法人秋田県老人クラブ連合会及びその構成団体	条例第二条第一号に掲げる施設（宿泊室を除く。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる施設並びに条例別表第一号（二）の表に掲げる設備	全額
二	その他知事が必要と認める団体	（一）の表に掲げる設備	二分の一の額 （知事が特に必要があるとき認めるときは、全額）
三	知事が別に定める日に使用する者	エリアのコミュニティセンターの休憩用施設	全額

2 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者（前項の表第三号の上欄に掲げる者を除く。）は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなればならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第六条 条例第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）のエリアの使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用

時間及び休業日をエリアの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等）

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなれば」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなれば」と、同条第二項中「使用券の交付を受けなければならない。ただし、回数券により使用する場合は、この限りでない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者の確認を受けなければならない」と、同条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたとき及び前項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定により使用の確認に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

（利用料金の承認の申請）

第八条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（補則）

第九条 この規則に定めるもののほか、エリアの管理に関し必要な事項は、別に定める。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のエリアの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 第六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに第九条第二項の規定によるエリアの管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 条例附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、第八条の規定の例により行うものとする。

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十八日

秋田県規則第四十九号

秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を改正する規則

第一条 秋田県南部老人福祉総合エリア規則（昭和六十三年秋田県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表中「五八、七〇〇円」を「五八、九〇〇円」に改める。

第二条 秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例施行規則

「第二章 コミュニティセンター等（第三条―第七

第三章 軽費老人ホーム及び老人専用マンション

第一節 軽費老人ホーム（第八条―第十三条）

第二節 老人専用マンション（第十四条―第十

第四章 雑則（第二十条・第二十一条）

「第二章 エリアの使用

条）
第一節 コミュニティセンター等（第二条―第四条）

第二節 軽費老人ホーム（第五条―第九条）

を 第三節 老人専用マンション（第十条―第十四条） に改める。

九条）
第四節 雑則（第十五条）

「 第三章 指定管理者による管理（第十六条―第十八条）

第四章 補則（第十九条）

第一条中「秋田県南部老人福祉総合エリア（以下「エリア」という。）の管理及び秋田県南部老人福祉総合エリア使用料徴収条例（昭和六十三年秋田県条例第十号）」を「秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十五号）」に改める。

第二条を削る。

「第二章 コミュニティセンター等」を「第二章 エリアの使用」に改める。

第三条第一項中「コミュニティセンター等（前条第一号及び第五号から第八号までに掲げる施設をいう。以下同じ）」を「秋田県南部老人福祉総合エリア（以下「エリア」という。）のコミュニティセンター、屋内運動広場及び屋内温水プール（以

下「コミュニティセンター等」という）」に改め、同項の表コミュニティセンターの

項中「宿泊」を「宿泊室」に、

休憩	会議室	研修室	視聴覚室
----	-----	-----	------

を

宿泊室以 外の施設

に改め、同表

屋内温水プールの項中「あつて」を「あつて」に改め、同表テニスコートの項及び屋外ゲートボールコートの項を削り、同条第二項中「エリアの管理者（以下「管理者」という。）は、特に」を「知事は、」に改め、第二章中同条を第二条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節 コミュニティセンター等

第四条第一項を次のように改める。

コミュニティセンター等の休業日は、次に掲げる日とする。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日）

二 一月一日から同月三日までの日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

第四条第二項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理者は、特に」を「知事は、」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第二条の規定により同条第一号及び第二号に掲げる施設の使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第五条第二項中「コミュニティセンターを休憩により使用しようとする者又は」を「エリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの」に、「回数券を」を「回数券により」に改め、同条第三項中「管理者」を「知事」に改め、「その」を削り、「承認をしないことができる」を「許可をしないものとする」に改め、同条を第四条とする。

第六条、第七条並びに第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。
 第八条各号列記以外の部分中「軽費老人ホーム」を「エリアの軽費老人ホーム（以下「軽費老人ホーム」という。）」に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の節名を付する。

第二節 軽費老人ホーム

第九条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条第一項中「軽費老人ホームを使用しよう」を「条例第二条の規定により軽費老人ホームの使用の許可を受けよう」に、「南部老人福祉総合エリア軽費老人ホーム使用承認申請書（様式第二号）」を「別に定めるところにより、申請書」に改め、「の各号」を削り、「管理者を経由して」を「これを」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 別に定める様式による誓約書

第九条第一項第五号中「第十五条」を「第十一条第一項第六号」に改め、同条を第六条とする。

第十条を削る。

第十一条中「第二条第二号」を「別表第一第三号の表」に改め、「厚生労働大臣が定める基準額の範囲内において」を削り、「あつて」を「あつて」に改め、同条を第七条とする。

第十二条第二項中「軽費老人ホーム（老人専用マンション）使用者身元保証人変更承認申請書（様式第四号）」に「第九条第一項第四号」を「別に定めるところにより、申請書に第六条第一項第四号」に、「管理者を経由して」を「これを」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第十三条第一項中「第九条第一項第三号」を「第六条第一項第三号」に、「管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「あつて」を「あつて」に、「管理者」を「知事」に改め、同項第一号中「なった」を「なった」に、「軽費老人ホーム（老人専用マンション）使用者身元保証人住所（氏名、勤務先）」を「別に定める様式による変更届（様式第六号）」を「別に定める様式による使用終了届」に改め、同項第三号中「軽費老人ホーム（老人専用マンション）使用者身元保証人住所（氏名、勤務先）」を「別に定める様式による変更届（様式第七号）」を「別に定める様式による変更届」に改め、同条を第九条とする。

第三章第二節の節名を削る。

第十四条中「老人専用マンション」を「エリアの老人専用マンション（以下「老人専用マンション」という。）」に改め、同条第二号中「あつて」を「あつて」に

改め、同条を第十条とし、同条の前に次の節名を付する。

第三節 老人専用マンション

第十五条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条第一項中「老人専用マンションを使用しよう」を「条例第二条の規定により老人専用マンションの使用の許可を受けよう」に、「南部老人福祉総合エリア老人専用マンション使用承認申請書（様式第八号）」に次の各号」を「別に定めるところにより、申請書に次」に、「あつて」を「あつて」に、「管理者を経由して」を「これを」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 別に定める様式による誓約書

五 別に定める様式による還付金受取人選任書

第十五条第二項中「第九条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条第三項中「あつて」を「あつて」に改め、同条第四項を次のように改め、同条を第十一条とする。

4 老人専用マンションの利用者は、第四条第二項の規定にかかわらず、同項の使用券の交付を受けないで、同項に規定する施設を使用することができる。

第十六条中「前条第一項の承認」を「条例第二条の許可」に改め、「管理者をして」、「の各号」、「について、これらの事項」及び「知事が別に定める」を削り、同条第四号中「なった」を「なった」に改め、同条第五号中「承認」を「許可」に改め、同条を第十二条とする。

第十七条を削る。

第十八条中「第十二条及び第十三条第二項」を「第八条及び第九条第二項」に、「第十二条第二項」を「第八条第二項」に、「第九条第一項第四号」を「第六条第一項第四号」に、「第十五条第一項第四号」を「第十一条第一項第四号」に、「第十三条第二項第一号」を「第九条第二項第一号」に、「第十八条」を「第十三条」に、「第十二条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同条を第十三条とする。

第十九条第一項中「あつて第十五条第一項」を「あつて第十一条第一項」に、「承認申請」を「使用の許可の申請」に改め、同条第二項中「還付金受取人変更書（様式第十号）」を「管理者」を「別に定めるところにより、届出書を知事」に改め、同条第三項中「還付金受取人住所（氏名）変更届（様式第十一号）」を「管理者」を「別に定めるところにより、届出書を知事」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一節及び一章を加える。

第四節 雑則

（使用料の減免）

第十五条 条例第五条の規定による使用料の減免は、次の表の上欄に掲げる使用者が、その区分に応じ、同表の中欄に掲げる施設又は設備を使用する場合に行うものとし、その額は、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

番号	使用者	施設及び設備	減免する額
一	財団法人秋田県老人クラブ連合会及びその構成団体	条例第二条第一号に掲げる施設(宿泊室を除く。)及び同条第二号に掲げる施設並びに条例別表第一第一号(二)の表に掲げる設備	全額
二	その他知事が必要と認める団体		二分の一の額(知事が特に必要があると認めるときは、全額)
三	知事が別に定める日に使用する者	エリアのコミュニティセンターの休憩用施設及びエリアの屋内温水プール	全額

2 条例第五条の規定による使用料の減免を受けようとする者(前項の表第三号の上欄に掲げる者を除く。)は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第三章 指定管理者による管理

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第十六条 条例第八条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のエリアの使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第十六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をエリアの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第十七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第二項中「使用券の交付を受けなければならない。回数券により使用する場合は、この限りでない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者の確認を受けなければならない」と、同条第三項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたとき及び前項の規定により読み替えて適用される第四条第二項の規定により使用の確認に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第十八条 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

「第四章 雑則」を「第四章 補則」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを削り、同条第一項中「管理者が知事の承認を得て」を削り、同条第二項を次のように改め、第四章中同条を第十九条とする。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のエリアの管理に必要事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものとするものについては、当該承認を受けることを要しない。

別表中「第十一条」を「第七条」に改め、同表の備考第四号中「当たつて」を「当たつて」に改める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の秋田県南部老人福祉総合エリア規則別表の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

(準備行為)

- 3 第二条の規定による改正後の秋田県南部老人福祉総合エリア条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第十九条第二項の規定による秋田県南部老人福祉総合エリアの管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、第二条の規定の施行前においても行うことができる。
- 4 秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十五号）附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第十八条の規定の例により行うものとする。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則の一部を改正する規則

秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則（平成九年秋田県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例施行規則

第一条中「秋田県中央地区老人福祉総合エリア及び秋田県北部老人福祉総合エリア（以下「エリア」と総称する。）の管理及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア等使用料徴収条例（平成九年秋田県条例第十一号）を「秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成十七年秋田県条例第六十四号）」に改める。

第二条第一項中「エリア」を「秋田県中央地区老人福祉総合エリア（以下「エリア」という。）」に改め、同項の表コミュニティセンターの項を次のように改める。

コミュニティセンター	宿 泊 室	午後四時から翌日の午前十時まで
	宿泊室以外の施設	午前九時から午後五時まで

第二条第一項の表グリーンハウスの項を削り、

屋外ゲートボールコート
テニスコート

を 屋外ゲートボールコート

に改め、同条第

二項中「エリアの管理者（以下「管理者」という。）は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削る。

第三条第一項第一号中「月曜日（」の下に「その日」を加え、「第三条」を削り、「同条」を「同法」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 一月一日から同月三日までの日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日（エリアの屋外ゲートボールコートにあつては、一月一日から三月三十一日までの日及び十二月一日から同月三十一日までの日）

第三条第二項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改める。

第四条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第二条の規定により使用の許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第四条第二項中「コミュニティセンターを休憩により使用しようとする者又は」を「エリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの」に、「回数券を」を「回数券により」に改め、同条第三項中「管理者」を「知事」に改め、「その」を削り、「承認をしてはならない」を「許可をしないものとする」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「第四条」を「第五条」に改め、同項の表第一号及び第二号中「別表第一号」を「第二条第一号」に、「会議室、研修室、視聴覚室、多目的ホール及び茶室に限る。」及び設備並びに同表第二号に掲げる施設（屋内運動広場に限る。）を「宿泊室を除く。」及び同表第二号に掲げる施設並びに条例別表第一号（）の表に掲げる設備」に改め、「の額」の下に「（知事が特に必要があると認めるときは、全額）」を加え、同表第三号中「条例別表第一号に掲げる施設（休憩により使用する場合に限る。）及び同表第二号に掲げる施設（屋内運動広場を除く。）」を「エリアの

コミュニティセンターの休憩用施設及びエリアの屋内温水プール」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「条例第五条」に、「第一項」を「前項」に、「老人福祉総合エリア使用料減免申請書(様式第二号)」を管理者を経由してを「別に定めるところにより、申請書を」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第六条 条例第七条の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のエリアの使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をエリアの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

第七条中「管理者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のエリアの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第七条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第二条」とあるのは「第八条第二項の規定により読み替えて適用される条例第二条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」と、同条第二項中「使用券の交付を受けなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより使用する場合は、この限りでない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者の確認を受けなければならない」と、同条第三項中「知事」とあ

るのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたとき及び前項の規定により読み替えて適用される同条第二項の規定により使用の確認に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第八条 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第九条第二項の規定による秋田県中央地区老人福祉総合エリアの管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十四号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第八条の規定の例により行うものとする。

秋田県障害者自立訓練センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十一号

秋田県障害者自立訓練センター規則の一部を改正する規則

秋田県障害者自立訓練センター規則(平成九年秋田県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を「秋田県障害者自立訓練センター条例施行規則」に改める。

目次中「第二条」を削り、「第三条―第九条」を「第二条―第五条」に、「第十条―第十四条」を「第六条―第七条」に、「第十五条―第十八条」を「第八条―第十

条」に、「第十九条・第二十条」を「第十一条・第十二条」に改める。

第一条中「秋田県障害者自立訓練センター（以下「センター」という。）の管理及び秋田県障害者自立訓練センター使用料徴収条例（平成九年秋田県条例第十九号）を「秋田県障害者自立訓練センター条例（平成十七年秋田県条例第六十七号。以下「条例」という。）に改める。

第二条及び第三条を削る。

第四条中「精神障害者生活訓練施設」を「秋田県障害者自立訓練センター（以下「センター」という。）の精神障害者生活訓練施設」に改め、第二章中同条を第二条とする。

第五条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条第一項中「精神障害者生活訓練施設を使用しよう」を「条例第二条の規定によりセンターの精神障害者生活訓練施設の使用の許可を受けよう」に、「精神障害者生活訓練施設使用承認申請書（様式第一号）」を「別に定めるところにより、申請書」に改め、「添えて」の下に「これを」を加え、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同項第二号を次のように改め、同条を第三条とする。

二 別に定める様式による誓約書

第六条及び第七条を削る。

第八条第一項中「使用者」を「条例第二条の許可を受けてセンターの精神障害者生活訓練施設を使用する者（以下この条及び次条において「使用者」という。）に改め、同条第二項中「精神障害者生活訓練施設使用者身元保証人変更承認申請書（様式第三号）」に第五条第一項第二号を「別に定めるところにより、申請書に前条第一項第二号」に改め、「添えて」の下に「これを」を、「所長」の下に「を経由して知事」を加え、「前項の規定による」を「前項各号に掲げる」に改め、同条を第四条とする。

第九条第一号中「精神障害者生活訓練施設使用者氏名変更届（様式第四号）」を「別に定める様式による氏名変更届」に改め、同条第二号中「精神障害者生活訓練施設使用終了届（様式第五号）」を「別に定める様式による使用終了届」に改め、同条第三号中「精神障害者生活訓練施設使用者身元保証人住所等変更届（様式第六号）」を「別に定める様式による身元保証人住所等変更届」に改め、同条を第五条とする。

第十条を削る。

第十一条中「身体障害者生活訓練室」を「センターの身体障害者生活訓練室」に改め、第三章中同条を第六条とする。

第十二条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条中「身体障害者生活訓練室を使用しよう」を「条例第二条の規定によりセンターの身体障害者生活訓練室の使用の許可を受けよう」に、「身体障害者生活訓練室使用承認申請書（様式第七

号）」を「別に定めるところにより、申請書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第七条とする。

第十三条及び第十四条を削る。

第十五条第一項中「体育館」を「センターの体育館」に改め、第四章中同条を第八条とする。

第十六条第一項中「体育館」を「センターの体育館」に改め、同条第二項中「特に」及び「あらかじめ知事に届け出て」を削り、同条を第九条とする。

第十七条の見出し中「承認」を「許可の申請」に改め、同条中「体育館を使用しよう」を「条例第二条の規定によりセンターの体育館の使用の許可を受けよう」に、「体育館使用承認申請書（様式第八号）」を「別に定めるところにより、申請書」に、「提出し、その承認を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第十条とする。

第十八条を削る。

第十九条中「秋田県障害者自立訓練センター使用料徴収条例第四条の規定により」を「条例第六条の規定による」に、「障害者自立訓練センター使用料減免申請書（様式第九号）」を所長を経由して「を」別に定めるところにより、申請書を」に改め、第五章中同条を第十一条とする。

第二十条中「所長が知事の承認を得て」を削り、同条を第十二条とする。

様式第一号から様式第九号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十二号

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例施行規則

（趣 旨）

第一条 この規則は、秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例（平成十八年秋田県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定法人）

第二条 条例第二条第三号に規定する指定法人は、財団法人秋田県育英会とする。

（申請手続）

第三条 条例第四条第一項の申請は、指定法人が定める申請書に、指定法人が定める

書類を添付して行わなければならない。
2 前項の申請書の提出期限は、毎年指定法人が定める。

(県内出身者)

第四条 条例第四条第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に入学する日の一年前から引き続き県内に住所を有する者
- 二 大学に入学する日の一年前から引き続きその配偶者又は一親等の親族が県内に住所を有する者
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者として指定法人が知事と協議して定める者

(貸与対象者の要件)

第五条 条例第四条第一項第四号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 すこやか奨学金(以下「奨学金」という。)以外に修学を目的とする資金を貸与を受けていないこと。
- 二 指定法人が実施する修学を目的とする他の便益を受けていないこと。
- 三 経済的理由により修学が困難であること。

(貸与の決定)

第六条 指定法人は、条例第四条第一項の申請があつたときは、選考により、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

(貸与月額等)

第七条 条例第四条第二項の規則で定める奨学金の月額額は、六万円、五万円、四万円又は三万円のいずれかとし、同条第一項の申請をする者がその際選択するものとする。

2 奨学金は、奨学生(前条の規定により奨学金を貸与することを決定された者)という。以下同じ。)がその修業年限に基づき大学を通常卒業することとなる月まで貸与する。

(貸与の休止)

第八条 指定法人は、奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときその他の奨学金の貸与を休止すべき事由が生じたときは、当該事由が継続している期間、奨学金の貸与を休止することができる。

(貸与の決定の撤回)

第九条 指定法人は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、第六条の規定による決定(以下「貸与の決定」という。)を撤回するものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

四 第五条第一号又は第二号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

五 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

六 死亡したとき。

七 前各号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(借用証書の提出)

第十条 指定法人は、奨学生が大学を卒業したとき又は前条の規定による貸与の決定の撤回をしたときは、直ちに連帯保証人が連署した借用証書を提出させなければならない。

(履行期限等)

第十一条 条例第五条の規則で定める期限は、当該貸与の期間の終了の日から六月を経過する日から当該貸与の期間に相当する期間に三を乗じた期間が経過する日とする。ただし、貸与の期間が六月に満たない場合にあつては、指定法人が指定する日とする。

2 条例第五条ただし書の規則で定める事由は、支払能力があるにもかかわらず奨学金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の履行を著しく怠つたときとする。

(返還の猶予)

第十二条 条例第六条第一項の規則で定める事由は、次のとおりとする。

一 災害又は傷病により返還債務を履行することが困難となったとき。

二 貸与の期間が満了し、又は第九条の規定による貸与の決定の撤回をした後も引き続き大学に在学しているとき。

三 前二号に掲げるもののほか、返還債務の履行を猶予することが適当であると指定法人が知事と協議して定める事由

2 返還債務の履行を猶予することができる期間は、前項各号に掲げる事由が継続している期間とする。

3 条例第六条第一項の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、指定法人が定める返還猶予願に当該事由を証する書類を添えて、これを指定法人に提出しなければならない。

(返還の免除)

第十三条 条例第六条第二項の規則で定める事由は次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を履行期限が到来していない部分に係る返還債務の額から控除するものとする。

- 一 貸与の期間の終了後において県内に居住することとなったとき 当該県内に居住している期間に係る返還債務の額に二分の一を乗じて得た額
- 二 死亡したとき 当該事由が生じた際における返還債務の全額

三 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき 当該事由が生じた際における返還債務の全額

四 前三号に掲げるもののほか、返還債務を免除することが適当であると指定法人が知事と協議して定める事由 指定法人が知事と協議して定める額

2 条例第六条第二項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、指定法人が定める返還免除願に当該事由を証する書類を添えて、これを指定法人に提出しなければならない。

(延滞利息)

第十四条 指定法人は、奨学金の貸与を受けた者(以下「借受者」という。)が正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年五パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払わせなければならない。

(在学証明書の提出等)

第十五条 指定法人は、毎年、奨学生に在学証明書を提出させなければならない。

2 指定法人は、必要があると認めるときは、奨学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めるものとする。

(連帯保証人の変更)

第十六条 指定法人は、借受者の連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人に連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな連帯保証人を立てさせなければならない。

(届出等)

第十七条 指定法人は、奨学生が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨の届出をさせなければならない。

一 住所又は氏名を変更したとき。

二 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。

三 停学の処分を受けたとき。

四 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

五 奨学金以外に修学を目的とする資金の貸与を受けたとき。

六 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。

2 指定法人は、借受者(奨学生を除く。)に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨の届出をさせなければならない。

一 前項第一号又は第六号に掲げる事由

二 第十三条第一項第一号に掲げる事由に該当し、又は該当しなくなったとき。

3 指定法人は、第一項各号又は前項各号に掲げる事由を確認する必要があると認めるときは、当該奨学生又は借受者(奨学生を除く。)に対し、必要な書類の提出を

求めることができる。

(財務規則の準用)

第十八条 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第九章第二節の規定は、条例第三条の規定により知事が指定法人に交付する補助金について準用する。

(補則)

第十九条 この規則に定めるもののほか、条例及びこの規則の施行に関し必要な事項は、指定法人が知事と協議して定める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第五十三号

秋田県総合保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県総合保健センター条例施行規則(昭和六十一年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「センターの管理者(以下「管理者」という。）」は、特に「」を「知事は、」に改める。

第三条第一項第二号中「第三条」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

第三条第二項中「管理者は、特に」を「知事は、」に改め、「あらかじめ知事の承認を得て」を削り、同条第三項中「管理者は、特に」を「知事は、」に、「あつても」を「あつても」に改める。

第四条の見出し中「許可」を「使用の許可」に改め、同条第一項中「により」の下に「使用の」を加え、「総合保健センター使用許可申請書(別記様式)」を、管理者を経由して、「を」別に定めるところにより、申請書を「に改め、同条第二項中「その」を削り、「ことがある」を「ものとする」に改める。

第五条を次のように改める。

(使用料等の減免の申請)

第五条 条例第六条の規定による使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第六条中「管理者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の七

ンターの管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものとするものについては、当該承認を受けることを要しない。

第五条の次に次の三条を加える。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等)

第六条 条例第八条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)のセンターの使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をセンターの入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第三条」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければならない」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

(利用料金の承認の申請)

第八条 指定管理者は、条例第十二条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県総合保健センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第九条第二項の規定による秋田県総合保健センターの管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 秋田県健康増進交流センター条例及び秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第七十四号)附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第八条の規定の例により行うものとする。

医療法施行細則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十四号

医療法施行細則

医療法施行細則(昭和三十年秋田県規則第六号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)の施行については、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。)及び医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(地域医療支援病院の業務改善に係る計画の策定等)

第二条 知事は、地域医療支援病院が当該地域における医療の確保のために必要な支援を行っていないと認めるときは、当該地域医療支援病院の開設者に対し、その改善のために必要な措置に関する計画を定め、及び別に定める日までに提出するよう求めることができる。

(診療所の開設等の届出を受理した者の通知)

第三条 知事は、次に掲げる届出を受理したときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

一 法第八条の規定による診療所又は助産所の開設の届出

二 法第八条の第二項の規定による病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の休止又は再開の届出

三 法第九条第一項の規定による病院等の廃止の届出
(二箇所以上の病院等の管理の許可に係る承諾)

第四条 法第十二条第二項の規定による許可を受けようとする者は、書面により、当該許可の申請に係る医師、歯科医師又は助産師が現に管理する病院等の開設者の承諾を得なければならない。ただし、当該許可を受けようとする者が当該病院等の開設者であるときは、この限りでない。

(書類の様式等)

第五条 法、令又は省令の規定による知事への申請又は届出は、別に定める様式による申請書又は届出書によらなければならない。

2 法、令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、正副二通とし、病院等(法第四章の規定により提出する書類にあつては、医療法人の主たる事務所)の所在地を所管する保健所長を経由して提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二第二項の規定により知事を経由して行う厚生労働大臣への認可の申請に係る書類は、正本一通及び副本二通とする。

(補則)

第六条 法、令、省令及びこの規則に定めるもののほか、法及びこの規則の施行に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部改正)

2 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「昭和三十年秋田県規則第六号」を「平成十八年秋田県規則第五十四号」に改め、同号(一)中「第四条第一項」を「第三条」に、「受理証を交付する」を「診療所の開設等の届出を受け受理した旨を通知する」に改める。

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十五号

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則(平成四年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「等」を削り、同条第二項中「観光レクリエーション施設の管理者(以下「管理者」という。)」を「知事」に、「あらかじめ知事の承認を得て、前項の」を「前項に定める」に改め、同条第三項から第六項までを削る。

第三条第一項中「管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様」を「別表に定めるところ」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「管理者は、特に」を「知事は、」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五条を削る。

第四条の見出し中「許可」の下に「の申請等」を加え、同条第一項中「管理者」を「知事」に改め、同条第二項中「観光レクリエーション施設使用申込書(様式第一号)により、管理者を経由して」を「別に定めるところにより、申込書を知事に提出して」に改め、同条第三項中「観光レクリエーション施設使用許可申請書(様式第二号)により、管理者を経由して」を「別に定めるところにより、申請書を知事に提出して」に改め、同条第四項中「その」を削り、「ことがある」を「ものとする」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(休業日等)

第四条 観光レクリエーション施設(秋田県営八幡平オートキャンプ場に限る。第三項及び第七条第二項において同じ。)の休業日は、水曜日とする。ただし、その日が次に掲げる日に当たるときは、その日は休業日としない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びにその前日及び翌日
- 二 一月三日、一月四日、五月一日、七月十九日から九月一日までの日及び十二月二十八日から同月三十日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に定める休業日のほか臨時に休業日を設け、又は同項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であっても、観光レクリエーション施設を使用させることができる。

第七条中「管理者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合の観光レクリエーション施設の管理に關し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六条中「条例第六條の規定による」を「指定管理者は、条例第十二條第一項の規定により」に、「者」を「とき」に、「観光レクリエーション施設利用料金(変更)

承認申請書(様式第三号)を「使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三
 条を加える。

(使用料の減免の申請)

第六条 条例第六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用期間等)

第七条 条例第八条の規定により観光レクリエーション施設の管理を指定管理者に行わせる場合(以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)の観光レクリエーション施設の使用期間及び使用時間は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二項第一項に定める使用期間及び第三項第一項の規定による使用期間を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合の観光レクリエーション施設の休業日は、第四条第一項の規定にかかわらず、同項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項、第三条第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第一項の規定による」と、第三条第二項中「前項の規定による」とあるのは「第七条第一項の規定による」と、第四条第二項中「前項に定める」とあるのは「第七条第二項の規定による」と、「同項に定める」とあるのは「同項の規定による」とする。

4 指定管理者は、第一項及び第二項の規定により使用期間、使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項、第三条第二項若しくは第四条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用期間、使用時間及び休業日を観光レクリエーション施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等)

第八条 指定管理者に管理を行わせる場合における第五条の規定の適用については、同条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条第一項」と、「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「第三条第一項」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条第一項」と、「別に定めるところにより、申込書を知事に提出して」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申し込んで」

と、同条第三項中「第三条第二項」とあるのは「第九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第三条第二項」と、「別に定めるところにより、申請書を知事に提出して」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請して」と、同条第四項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第五条第二項及び第三項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第三条関係)

区	分	使用時間
秋田県営仁賀保高原サイクリングロード	宿泊	午前九時から午後六時まで
	兼用テントサイト	午後二時から使用を終える日の午前十時まで
秋田県営由利高原オートキャンプ場	日帰り	午前七時から午後四時まで
	テントサイト及び広場	午前七時から午後十時まで
秋田県営矢島スボーツ宿泊センター	その他の施設	午前七時から午後十時まで
	シャワー	午前七時から午後十時まで
秋田県営宿泊室	その他の施設	午前七時から午後十時まで(テントサイト及び広場兼用テントサイトを宿泊する目的で使用する者が使用する場合にあつては、午後二時からこれらの施設の使用を終える日の午前十時まで)
	休憩室(中広間及び大広間を除く。)	午後三時から使用を終える日の午前十時まで
秋田県営宿泊センター	その他の施設	午前七時から午後十時まで
	休憩室(中広間及び大広間を除く。)	午前七時から午後十時まで

その他の施設	プール及びスキーの練習場	浴室	シャワー	多目的広場	日帰り	宿泊	テントサイト、キャンピングカーサイト、二輪車サイト、広場兼用テントサイト、ヒュッテ及びケビン	秋田県営 八幡平オ ートキャ ンプ場	グラウンド等	浴室	休憩室（中広間及び大広間に限る。）
					午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）	午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）					午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）
午前十時から午後四時まで （テントサイト、キャンピングカーサイト、二輪車サイト、広場兼用テ	午前十時から午後四時まで	午前十時から午後九時まで	午前七時から午後十時まで	午前十時から午後八時まで	午後一時から使用を終える日の正午まで	午後二時から使用を終える日の午前十時まで	午前十時から午後四時まで		四月二十日から六月三十日まで及び九月一日から十一月十日まで 午前八時から午後五時まで 七月一日から八月三十一日まで 午前六時から午後七時まで	午前十時から午後八時まで	午前九時から午後九時まで

浴室	多目的ホール	休憩室	多目的広場	客室	日帰り	宿泊	浴室	多目的ホール	休憩室	客室	秋田県営 大瀧スボ ーツ宿泊 センター	秋田県営 大瀧スボ ーツ宿泊 センター
					午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）	午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）						
午前十時から午後八時まで	午前九時から午後九時まで	午前十時から午後八時まで	午前十時から午後三時まで	午後三時から使用を終える日の午前十時まで	午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）	午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）	午前十時から午後八時まで	午前九時から午後九時まで	午前十時から午後八時まで	午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）	午後三時から使用を終える日の午前十時まで（午前零時から午前六時までを除く。）	トサイト、ヒュッテ、ケビン及び多目的広場を宿泊する目的で使用する者が使用する場合にあっては、午後二時からこれらの施設の使用を終える日の午前十時まで）

秋田県営 鳥海観光 宿泊セン ター	客室	宿泊	午後三時から使用を終える日の午 前十時まで
	休憩室	日帰り	午前九時から午後三時まで
秋田県営 十和田観 光宿泊セ ンター	浴室	宿泊	午後三時から使用を終える日の午 前十時まで
			日帰り
秋田県営 男鹿オー トキャン プ場	テントサイト、キャン ピングカーサイト、広 場兼用テントサイト及 びコテージ	宿泊	午後二時から使用を終える日の午 前十時まで
		日帰り	午前十時から午後四時まで
その他の施設	シャワー	その他の施設	午前七時から午後十時まで
			午前十時から午後四時まで (テン トサイト、キャンピングカーサイ

秋田県営 宮沢海岸 オート キャンプ 場及び秋 田県営田 沢湖オー トキャン プ場	テントサイト、キャン ピングカーサイト及び 広場兼用テントサイト	宿泊	午後二時から使用を終える日の午 前十時まで
その他の施設	シャワー	日帰り	午前七時から午後四時まで
その他の施設	その他の施設	その他の施設	午前十時から午後四時まで (テン トサイト、キャンピングカーサイ ト及び広場兼用テントサイトを宿 泊する目的で使用する者が使用す る場合にあつては、午後二時から これらの施設の使用を終える日の 午前十時まで)

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県営観光レクリエーション施設条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第一項及び第二項の規定による使用期間、使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第十条第二項の規定による観光レクリエーション施設の管理に関し必要な事項の承認に関する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例（平成十七年秋田県条例第七十八号）附則第二項の規定による利用料

金の承認の申請は、改正後の規則第九条の規定の例により行うものとする。

秋田県ふるさと村条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十六号

秋田県ふるさと村条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県ふるさと村条例施行規則（平成五年秋田県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条の見出しを「（使用時間）」に改め、同条第一項中「ふるさと村の利用時間」を「秋田県ふるさと村（秋田県立近代美術館を除く。以下「ふるさと村」という。）の使用時間」に改め、同条第二項中「管理受託者は、特に」を「知事は、」に改め、「、あらかじめ知事に届け出て」を削り、「の利用時間」を「に定める使用時間」に改め、同条第三項を削り、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（休業日等）

第三条 ふるさと村の休業日は、一月の第三月曜日から同月の第四金曜日までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は前項に定める休業日を変更することができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、休業日であってもふるさと村を使用させることができる。

第四条の見出しを「（使用の許可の申請等）」に改め、同条第一項中「利用の」を「使用の」に、「秋田県ふるさと村利用許可申請書（様式第一号）」を、管理受託者を經由して、利用しよう」を「別に定めるところにより、申請書を使用しよう」に改め、同条第二項中「利用が」を「使用が」に、「その利用」を「使用」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第五条を次のように改める。

（使用料の減免の申請）

第五条 条例第十六条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、別に定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第七条中「管理受託者が知事の承認を得て」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 前項の規定により別に定めるもののほか、指定管理者に管理を行わせる場合のふ

るさと村の管理に関し必要な事項は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、当該事項のうち知事が軽微なものと認めるものについては、当該承認を受けることを要しない。

第六条第一項中「管理受託者が条例第十八条第一項」を「指定管理者は、条例第二十二條第一項」に、「秋田県ふるさと村利用料金（変更）承認申請書（様式第二号）」を「使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書」に改め、同条第二項を削り、同条を第八条とする。

第五条の次に次の二条を加える。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用時間等）

第六条 条例第十八条の規定によりふるさと村の管理を指定管理者に行わせる場合（以下「指定管理者に管理を行わせる場合」という。）のふるさと村の使用時間及び休業日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間及び第三条第一項に定める休業日を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者に管理を行わせる場合における第二条第二項並びに第三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、第二条第二項及び第三条第二項中「前項に定める」とあるのは「第六条第一項の規定による」とする。

3 指定管理者は、第一項の規定により使用時間及び休業日を定め、若しくは変更し、又は前項の規定により読み替えて適用される第二条第二項若しくは第三条第二項の規定によりこれらを変更し、若しくは臨時に休業日を設けたときは、その使用時間及び休業日をふるさと村の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の使用の許可の申請等）

第七条 指定管理者に管理を行わせる場合における第四条の規定の適用については、同条第一項中「第十一条」とあるのは「第十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第十一条」と、「別に定めるところにより、申請書を使用しようとする日の十日前までに知事に提出しなければ」とあるのは「指定管理者の定めるところにより、指定管理者に申請しなければ」と、同条第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「しないものとする」とあるのは「してはならない」とする。

2 指定管理者は、前項の規定により読み替えて適用される第四条第一項の規定により使用の許可の申請に係る手続を定めたときは、その周知に努めなければならない。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の秋田県ふるさと村条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第六条第一項の規定による使用時間及び休業日の承認並びに改正後の規則第九条第二項の規定による秋田県ふるさと村の管理に關し必要な事項の承認に關する手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業経済労働部関係条例の整備等に関する条例（平成十七年秋田県条例第七十八号）附則第二項の規定による利用料金の承認の申請は、改正後の規則第八条の規定の例により行うものとする。

議 会 事 務 局 告 示

秋田県議会告示第一号

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に關する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十八年三月二十八日

秋田県議会議長 中 泉 松之助

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に關する規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に關する規程（平成十七年秋田県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（資産等報告書等に係る資産等）」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削る。

第三条の見出しを「（所得等報告書の提出等）」に改め、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第四条の見出しを「（関連会社等報告書に係る報酬）」に改め、同条第二項を削る。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第七条第三項中「閲覧請求簿に必要な事項を記入しなければ」を「閲覧請求書を議長に提出しなければ」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を削る。

本則に次の一条を加える。

(補則)

第八条 この規程に定めるもののほか、条例及びこの規程の施行に關し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

この規程は、平成十八年三月二十八日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
Email: matsubara@natsuharainatsu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄